

# 「ふるさと鹿屋」を 応援してください！

豊かな自然あふれる鹿屋市（旧鹿屋市、輝北町、串良町、吾平町）を離れて生活されている方が、「ふるさと」への「思い」を寄附金という形で「ふるさと鹿屋」を応援できる「ふるさと納税」という制度が創設されました。

「ふるさと鹿屋」をもっと元気にするため、市民のみなさんのご協力が必要です。

ぜひ、県外で活躍されるご家族やご友人の方などに、元気で魅力ある「ふるさと鹿屋」づくりのため、制度のPRや寄附の呼びかけをお願いします。



## ふるさと納税とは？

### ■制度がつけられた背景

都市と地方の税収の格差が広がっていることや、多くの方々が、生まれ育った「ふるさと」に大きな郷土愛を持っていることなどを背景に、個人住民税における寄附金税制の拡充策の一つとして、「ふるさと納税制度」が創設されました。

### ■ふるさと納税制度のしくみ

他の自治体（市区町村・都道府県）にお住まいの方が、出身地などの自治体に寄附された場合、寄附金額から5千円を差し引いた金額が、個人住民税所得割額のおおむね1割を上限に、翌年度の個人住民税などから、全額控除されるしくみです。

「ふるさと納税」は税金ではなく、あくまでも「ふるさと」への寄附金であり、個人住民税などの一部を「ふるさと」の自治体に納付する形となることから、「ふるさと納税」と呼ばれています。

※今回の地方税制の改正により、地方自治体への寄附金に係る個人住民税の寄附金税制が大幅に拡充されました。

※この制度は、平成20年1月1日以降の寄附金から適用されます。

ふるさと納税制度の創設に伴う市の取り組み等については、次のページで説明します。



## ふるさと納税の税制上の優遇措置

市区町村や都道府県に対して寄附を行った場合、5千円を超える部分について、通常の所得税や個人住民税の寄附金控除に加え、個人住民税所得割額の10%を上限として、個人住民税の特例控除が受けられます。

※優遇措置を受けるためには、寄附先の自治体が発行する寄附金受領証明書を添付して確定申告をしていただくことが必要です。

### ○所得税の寄附金控除

所得税の税額軽減  
 = (寄附金額 - 5千円) × 所得税率

課税所得別の所得税率 (%)	
課税される所得金額	税率 (%)
195万円以下	5
195万円超～330万円以下	10
330万円超～695万円以下	20
695万円超～900万円以下	23
900万円超～1,800万円以下	33
1,800万円超	40

### ○個人住民税の寄附金控除

個人住民税の税額軽減 (※1) = ① + ②  
 ① = (寄附金額 - 5千円) × 10%  
 ② = (寄附金額 - 5千円) × (90% - 所得税率) ……特例控除 (※2)

※1 総所得金額等の30%が上限です。  
 ※2 個人住民税所得割額の10%が上限です。

### ■所得税の還付等

- 源泉徴収の場合（主に会社員の方など）  
 確定申告をすることで、源泉徴収された所得税額のうち、寄附金控除後の所得税額より多い分が、後日税務署から還付されます。
- 申告納税の場合（主に自営業の方など）  
 寄附金控除分だけ課税所得が少なくなるので、その結果、その年に支払う所得税額が少なくなります。

### ■個人住民税の軽減

確定申告をすることで、寄附した翌年度の個人住民税額が少なくなります。市区町村からの還付はありません。

※個人住民税のみの軽減については、確定申告によらず、お住まいの市区町村に申告することにより行うこともできます。